

議長注釈第4部、附則A「国内制度」 に関するコメント

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、
ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

豪州その他は、国内排出に関する強力な測定/報告システム、及び割当量の移転と使用を追跡する強力な国内登録簿システムを採用することを約束している。これらは、第3条1項の約束に対する各締約国の遵守状況を判断するための基本的な土台であり、これら対策については実体的な共通の基盤が生じつつある。しかし、提案されている「国内制度」に関する附則A案はこの生じつつある共通の基盤をかなり越えており、排出と割当量に関する測定システムの完全性を確保するのに必要或いは適切なものではない要件を導入することになると我々は判断する。従って、我々は附則Aの必要性を認めない。我々のこの考え方の理由を以下に述べる。

背景：「メカニズムに関するコンタクトグループ議長ノート」には、「第4部に対する附則：排出量取引」の下に「国内制度」と題する附則Aの提案が含まれている。この附則は同議長ノートの第155項の中の代替案1のサブパラグラフ(2)に関連するものであり、下記の通り提案している。

「附属書 に含まれる締約国は下記の条件においてその責任のもとに、法的組織が排出量取引へ参加することを認めることができる。

……

(2) ¹⁰ [正確なモニタリング、検証、説明責任、及びAAUsの法的組織への配分 ^{10,18,24}、及び当該締約国の割当量に与える取引の影響を管理するための、国内制度を確立し維持している ¹⁸。これら国内制度の確立、維持、国際的適合性に関する指針は附則Aに含まれている ^{10,24}] ¹⁰」

豪州その他は、下記の理由によりこのサブパラグラフ案を支持せず、また附則Aを含めることが適切とは考えない。

論考： 第3条は議定書の基本的な遵守数式を設定している。第3条1項の約束を満たすために、附属書Bの各締約国は約束期間終了時にその温室効果ガス排出量と等しいか、または、それより多い割当量を保有していることを立証しなければならない。

- ・ この数式のうち排出量について、第5条1項及び2項は各締約国が排出と除去を IPCC で認められた方法を使って推定するための国内制度を持たなければならないと規定している。現在 IPCC はこれら方法を確立するのに有益なグッドプラクティスの手引きを作成中である。各締約国はこれら方法を使って第7条1項に基づきその排出量に関する年間目録を事務局へ報告しなければならず、第5条2項はこれら方法が使われない場合の目録の調整について規定している。
- ・ この数式のうち割当量について、我々は各締約国に対してその割当量を1トンごとに報告し、またその割当量のあらゆる変化について事務局に対し毎年報告を行うことを求める国内登録簿システムを提案している。国内登録簿は各締約国における当初割当量を記載から始まり、吸収源やいずれかのメカニズムに基づく移転及び取得に関連するあらゆる増減を記録する。また、国内登録簿は、各締約国が約束期間の終了時にその排出を賄うために十分な割当量を保有しているかどうかを示す。(これら提案は、議長ノート第170項及び第172～175項、並びに附則B及びCに関する我々の2000年1月31日付け提出文書に反映されている。)

これらの排出目録と国内登録簿における要件は、取引を行う締約国にも行わない締約国にも等しく適用されるが、各締約国が第3条1項の約束を満たしているかどうか判定するのに必要なすべての情報を提供する。

従って我々は、ある締約国が法的組織に対して排出量取引を通じて割当量の移転または取得を認めることを決めた場合に、組織レベルでの排出に対しても「モニタリング、検証、説明責任」を義務づけるという(2)項の提案を支持しない。第3条1項の遵守を立証するのに必要なのは、国内排出全体の目録だけである。更に、上記で要約した登録簿の要件は、締約国及びその組織による割当量の移転及び取得の全てについて正確かつ透明性のある記録を可能とする。約束期間の終了時に締約国が保有する全体の割当量を正確に得るために、「説明責任」に関する追加的規定は不要である。

また我々は、割当量単位の法的組織への「割当」及びこの割当に関する「国際的適合性」について提案された要件も支持しない。組織レベルでの排出量取引制度の確立を含む決定は、どのセクターまたはどの組織を取引なしという政策及び手法の対象とすべきか、またはその程度に関する締約国の決定と異ならない。取引あり及び取引なしの双方のアプローチの下で、各締約国は国内における排出の運営に対する責任をいかにして分担するかを決めなければならない。この点について議定書は、各締約国がそれぞれ国内事情に照らして最善の方法を選択することを認めており、これら問題に関する国内の意思決定を左右するような国際的ルールを作る根拠は議定書の中にはない。